

2024年5月23日

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に定める書面）



大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原正隆



当社は、当社の子会社である Daigas エナジー株式会社（以下「Daigas エナジー」といいます。）を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社として、Daigas エナジーとの間で締結した2024年4月1日付吸収分割契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、Daigas エナジーが不動産事業の一部に関して有する権利義務等を当社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行います。本件吸収分割について、2024年5月7日付で「吸収分割に係る事前開示書面」（以下「本事前開示書面」といいます。）を備え置きしておりますが、吸収分割会社の最終事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日）に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、当該書面の内容に変更が生じたので、会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条8号に基づき、下記のとおり、変更後の事項を記載した書面を本事前開示書面と一体のものとして追加して備え置くこととします。なお、変更箇所は下線で示しております。

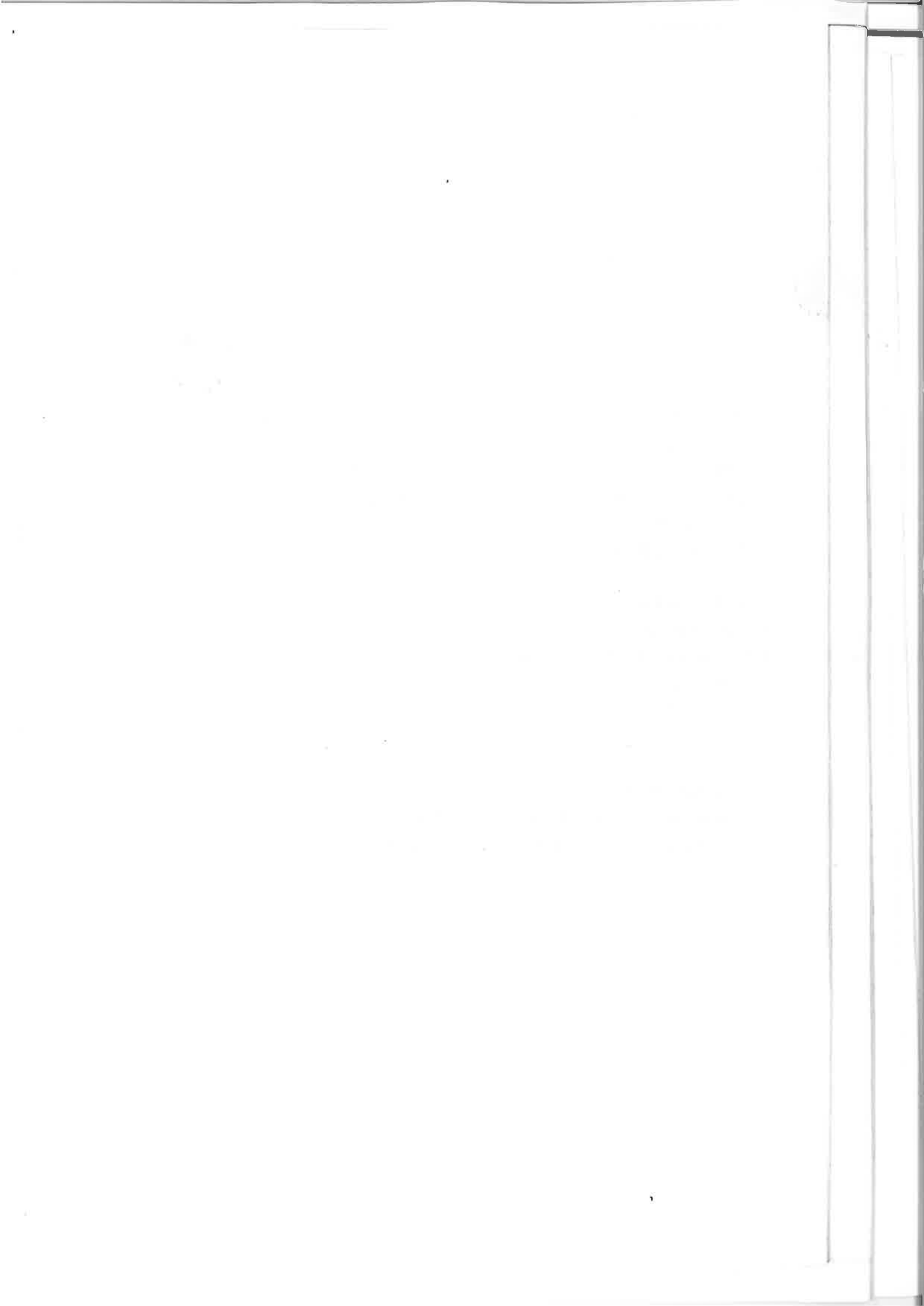
記

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

Daigas エナジーの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙のとおりです。

以上



第5期

計 算 書 類

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

Daigasエナジー株式会社

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,588,557	流動負債	12,845,244
現金及び預金	192,905	買掛金	5,259,928
受取手形	86,754	1年内期限到来長期借入金	574,700
売掛金	8,262,693	リース債務	1,901,145
リース債権	8,900,677	未払金	560,402
リース投資資産	17,910,719	未払費用	1,375,674
商品	138,239	未払法人税等	853,656
未成工事支出金	510,974	前受金	936,555
貯蔵品	135,241	賞与引当金	1,252,443
前払費用	399,452	その他流動負債	130,738
短期貸付金	5,688,266	固定負債	20,113,594
その他流動資産	2,382,269	長期借入金	822,000
貸倒引当金	△19,634	リース債務	17,860,198
固定資産	17,103,213	退職給付引当金	454,632
有形固定資産	12,453,807	その他固定負債	976,763
建物	722,467	負債合計	32,958,839
構築物	968,922	(純資産の部)	
機械装置	6,854,086	株主資本	28,683,619
工具・器具・備品	105,995	資本金	310,000
土地	1,010,809	資本剰余金	1,934,447
リース資産	2,576,745	その他資本剰余金	1,934,447
建設仮勘定	214,782	利益剰余金	26,439,171
無形固定資産	408,476	利益準備金	17,360
借地権	51,742	その他利益剰余金	26,421,811
ソフトウェア	291,339	評価・換算差額等	49,312
その他無形固定資産	65,394	繰延ヘッジ損益	49,312
投資その他の資産	4,240,929	純資産合計	28,732,932
関係会社株式	90,750	負債・純資産合計	61,691,771
長期前払費用	2,571,967		
繰延税金資産	972,493		
その他投資	605,718		
資産合計	61,691,771		

損 益 計 算 書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		61,954,818
売 上 原 価		52,795,432
売 上 総 利 益		9,159,385
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,701,553
営 業 利 益		5,457,832
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,636	
受 取 配 当 金	2,400	
雑 収 入	71,785	78,821
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	83,166	
雑 支 出	4,638	87,805
経 常 利 益		5,448,848
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,165	
補 助 金 収 入	9,941	11,106
税 引 前 当 期 純 利 益		5,459,955
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,787,976	
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,390	1,777,586
当 期 純 利 益		3,682,369

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		その他の資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	310,000	1,934,447	17,360	22,696,442	22,713,802	24,958,250	26,492	26,492	24,984,742
遡及処理				43,000	43,000	43,000			43,000
期及処理後当期首残高	310,000	1,934,447	17,360	22,739,442	22,756,802	25,001,250	26,492	26,492	25,027,742
当期変動額									
当期純利益				3,682,369	3,682,369	3,682,369			3,682,369
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							22,820	22,820	22,820
当期変動額合計				3,682,369	3,682,369	3,682,369	22,820	22,820	3,705,189
当期末残高	310,000	1,934,447	17,360	26,421,811	26,439,171	28,683,619	49,312	49,312	28,732,932

個別注記表

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・・・・・・・・先入先出法による原価法

仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法

未成工事支出金・・・個別法による原価法

貯蔵品・・・・・・・・個別法による原価法

なお、通常の販売目的で保有する棚卸資産の貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した構築物、エネルギーサービス事業用機械装置 及びLNG事業における貸与資産

・・・・・・・・定額法

上記以外・・・・・・・・定率法

・ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

・ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金・・・・・・・・ 売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・ 賞与引当金・・・・・・・・ 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

・ 退職給付引当金・・・ 従業員の退職金の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。

・ 契約損失引当金・・・ 役務契約の履行に伴い発生するおそれのある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ①ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ②エネルギー販売に係る収益の計上は、決算月に実施した検針日ないし補給日から決算日までが生じた収益を見積計上する方法によっております。
- ③メンテナンスサービス提供等に係る収益の計上は、履行義務が一定期間にわたり充足される場合、顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり収益を計上する方法によっております。
- ④工事契約等に係る収益については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、期末日までに発生した原価が見積総原価に占める割合に基づいております。
なお、工期が短い工事契約等は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	23,267,636 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務の額	
短期金銭債権	8,796,601 千円
長期金銭債権	29,353 千円
短期金銭債務	2,154,158 千円
長期金銭債務	822,000 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	17,632,317 千円
仕入高	13,118,730 千円
営業取引以外の取引高	9,029 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数	
普通株式	6,200 株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
減損損失	171,384
減価償却超過額	86,084
長期前払費用	5,433
賞与引当金	383,247
賞与引当金に係る社会保険料	66,028
退職給付引当金	139,117
未払固定資産税	32,084
未払事業税	55,596
その他	107,613
繰延税金資産小計	1,046,589
評価性引当額	△ 52,352
繰延税金資産合計	994,236
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 21,743
繰延税金負債合計	△ 21,743
繰延税金資産の純額	972,493

7. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

Daigasグループの一員である当社では、大阪ガスキャッシュマネジメントシステム（以下「CMS」と言う）に加入し、資金運用については、CMSへの短期貸付、または預金等に限定し、資金調達については、CMSからの借入によることにしております。デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うことにしております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、リース投資資産等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

関係会社株式は、事業目的遂行のため必要な事業会社株式であり、業績等の状況が当社経営幹部等に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金は支払金利の変動リスクを回避するため、全て固定金利で調達しております。

デリバティブ取引の内容は、メンテナンス営業用輸入部材の為替変動リスクを回避するための為替予約取引であり、その執行・管理については、内部管理規程に従って行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、月次の資金計画を作成するとともに、決済資金の過不足はCMSを活用し資金管理を行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、関係会社株式（貸借対照表計上額90,750千円）は、市場価格がないため金融商品から除いております。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「短期貸付金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース債権	8,900,677	8,726,959	△173,717
(2)リース投資資産	17,910,719	17,544,030	△366,688
資産計	26,811,396	26,270,990	△540,406
(3)長期借入金(*1)	1,396,700	1,384,817	△11,882
(4)リース債務(*1)	19,761,343	19,277,060	△484,283
負債計	21,158,043	20,661,878	△496,165
(5)デリバティブ取引(*2)	71,055	71,055	-

(*1)1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

[資産]

(1)リース債権、(2)リース投資資産

これらは長期間で回収されるため、時価算定は個々の金融商品の将来キャッシュ・フローをその期間に対応した国債の利回りに個々の金融商品の信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

[負債]

(3)長期借入金、(4)リース債務

これらの時価については、元利金の将来キャッシュ・フローを、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

〔資産又は負債〕

(5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県に賃貸オフィスビル及び大阪府に賃貸用地を保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当社が所有する賃貸等不動産の2024年3月31日における貸借対照表計上額及び時価は、次の通りであります。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	507,693	24,098,099
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	628,833	3,344,619

(注1) 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」による方法または類似の方法に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：千円)

	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大阪ガス(株)	直接100%	売上	包括サービス等	17,594,698	売掛金	2,468,199
			仕入	都市ガス購入等	12,844,235	買掛金	1,196,165
			出向者の受入	出向者労務費返金	5,883,332		
			資金の借入	利息の支払	3,437	1年内長期借入金	574,700
			資金の貸付	利息の受取	2,645	長期借入金	822,000
						短期貸付金	5,688,266

(注1) 価格その他の取引条件については、都市ガスの購入は大阪ガス㈱の購入実勢を勘案し、その他は市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 短期資金の借入・貸付は、取引が反復的に行なわれているため、取引金額を省略し、期末の貸付残高のみ記載しております。

(2) 兄弟会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	大阪ガス ファイナンス (株)	なし	売上	機器販売等	182,687	未収入金	880,820
			仕入	設備リース	327,359	リース債務(流動)	59,197
			リース	機器リース	30,147	リース債務(固定)	423,988

(注1) 価格その他の取引条件については、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 設備のリースは、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。

10. 一株当たり情報に関する注記

- (1) 一株当たり純資産額 4,634,343 円
(2) 一株当たり当期純利益 593,930 円

11. その他の注記

- (1) 固定資産の取得価額から控除した国庫補助金等による圧縮額

当事業年度末 累計額 2,811,407 千円

- (2) 転リース取引に係る注記

転リース取引については、リース債権又はリース投資資産を利息相当額控除後の金額で計上しております。

貸借対照表に含まれる転リース取引の額は以下の通りです。

リース債権 6,812,119 千円
リース投資資産 13,520,155 千円
リース債務(流動負債) 1,700,795 千円
リース債務(固定負債) 15,515,166 千円

- (3) グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度より、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

12. 重要な後発事象に関する注記

親会社との吸収分割契約締結

当社は、当社の完全親会社である大阪瓦斯株式会社(以下「大阪瓦斯」といいます。)を吸収分割承継会社として、大阪瓦斯との間で締結した2024年4月1日付吸収分割契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社が不動産事業の一部に関して有する権利義務等を大阪瓦斯に承継させる吸収分割を行います。

(1) 本吸収分割の目的

Daigasグループ全体で効果的な資産活用と一元管理による効率化を図ることを目的としたものです。

(2) 本吸収分割の概要

① 分割する事業内容

不動産事業の一部

② 分割する事業の売上高(2024年3月期)

売上高 1,082百万円

③ 分割方式

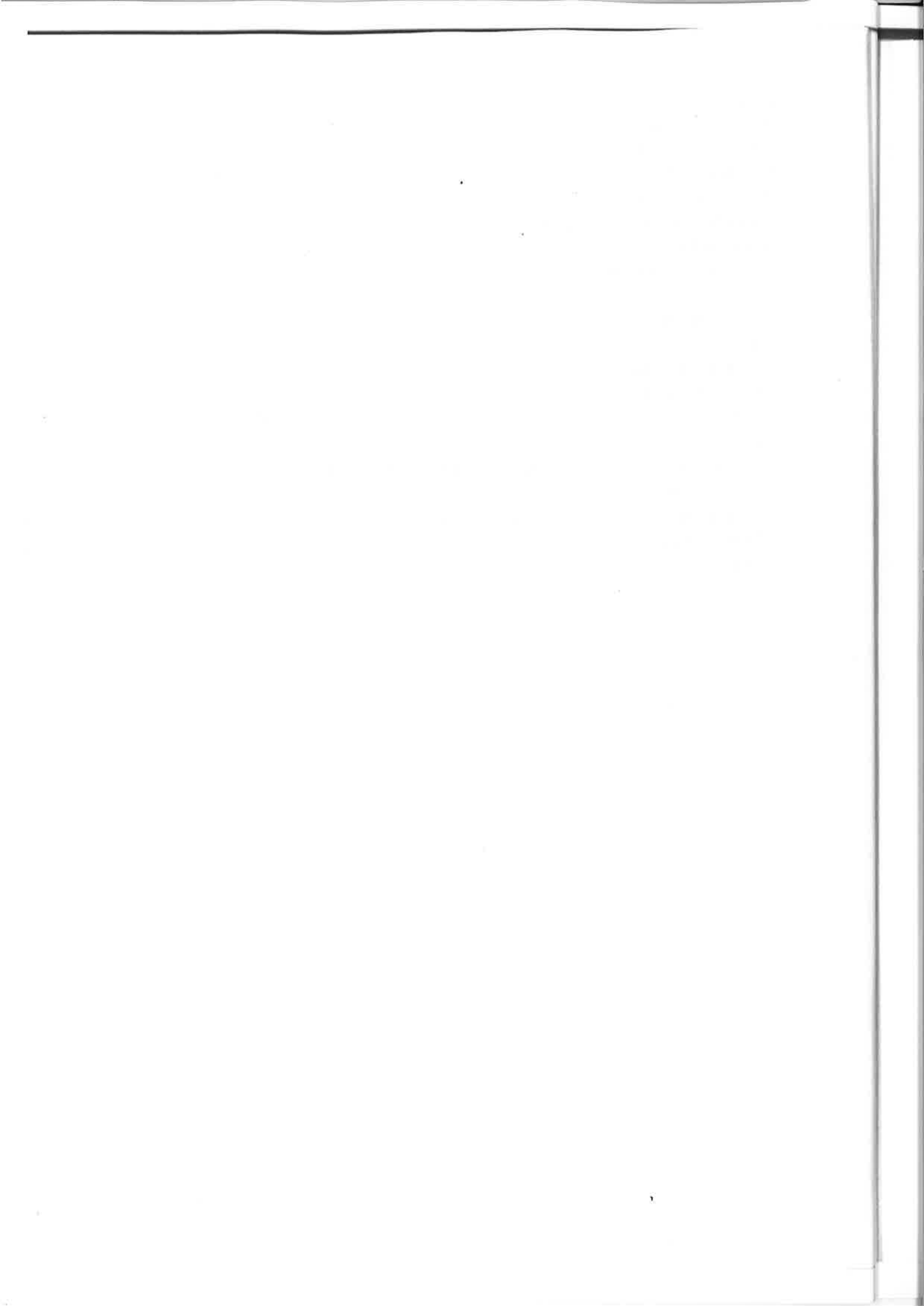
当社を分割会社とし、大阪瓦斯を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

④ 分割に係る割当ての内容

本吸収分割に際し、当社に対して対価の交付はありません。

⑤ 分割効力発生日

2024年7月1日



第 5 期

事 業 報 告

2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで

Daigas エナジー株式会社

大阪市中央区平野町四丁目1番2号

第5期 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

I. 企業の現況に関する事項

当期における事業の経過及び成果は次のとおりであります。

1. 事業の経過及び成果

世界的なエネルギー価格の水準は依然として高止まりしており、またウクライナ情勢を始めとする地政学リスクを抱えているなどガス・電力を取り巻くエネルギービジネスは引き続き厳しい局面が続いております。また、昨年末に開催された COP28 においても化石燃料からの「脱却」が合意されるなど、脱炭素社会の実現に向けた世界的な機運はますます高まっております。国内においても 2050 年のカーボンニュートラル宣言を契機に、昨年も GX リーグの本格的な取り組みが開始されたり、需給構造の変化を踏まえた安定的なエネルギー供給を推進していくことが盛り込まれた改正省エネ法が施行されたりと社会や企業の低・脱炭素の動きはますます加速しています。

こうした経営環境のもと、当社は、2020～2023 年度における中期経営計画「Dynamic Growth & Evolution 2023」を掲げ、お客さまのビジネスのさらなる進化のお役に立てるよう、事業活動を展開してまいりました。エネルギーやメンテナンス分野では、持続的なサービス提供に向けて価格適正化活動を進め、収益体質の強化に努める一方で、顧客業種ごとの課題に対応した新サービスの提供やカーボンニュートラルな都市ガスや再生可能エネルギー100%の電力等についても販売を行ってまいりました。また、脱炭素社会への多様化するニーズへの対応として、D-Lineup を中心としたソリューションを順次開発し、お客さまへの価値提供の拡大を図りました。

さらに、2024 年度から始まる新たな中期経営計画「Develop Value 2026」（以下、「D-Value2026」という）とともに、当社の経営理念にあたるミッション、ビジョン、バリューを策定するなど、今後の会社成長を見据えた経営基盤の強化にも取り組んでまいります。

当期における売上高は 61,954,818 千円、売上原価に販売費及び一般管理費を加えた営業費用は 56,496,985 千円、営業利益は 5,457,832 千円、経常利益は 5,448,848 千円となりました。

<当社の財産及び損益の状況>

区 分	2021年度 第3期	2022年度 第4期	2023年度 第5期
売 上 高	49,614,888 千円	63,450,463 千円	61,954,818 千円
経 常 利 益	4,742,936 千円	5,562,508 千円	5,448,848 千円
当 期 純 利 益	3,242,822 千円	4,018,316 千円	3,682,369 千円

1株当たり 当期純利益	523,035円	648,115円	593,930円
総資産	50,470,506千円	54,680,825千円	61,691,771千円
純資産	20,961,439千円	24,984,742千円	28,732,932千円

2. 対処すべき課題

D-Value2026 においては、提供価値の更なる追求と競争力発揮のための基盤整備の2点を経営課題として、次の4つの重点テーマに対処してまいります。

1) お客さま理解の促進

現行のエネルギーアカウントを重視した体制から業種別の営業体制へ移行します。お客さまの特性や状況に応じた密度の濃いソリューション提供を目指します。

2) 社会情勢やトレンドに応じたソリューション

脱炭素社会の実現に向けたD-Lineupの拡充において、商品・サービスごとの成長ステージを意識して、体制構築や資源配賦を適宜見直していきます。

3) お客さまとの長期的な関係構築

業務品質やサービスレベルを維持・向上させ、新分野でのチャレンジを促すためにも、エネルギーサービスを中心とした長期アカウントの積み上げによって収益構造をよりストック型へシフトさせることを目指します。

4) 持続可能な人材育成および企業価値の向上

競争力の源泉となる人材の育成や採用によって持続可能な成長を実現していきます。さらに、誇りを持てる、社員に愛される、社会から応援される会社を目指してブランド向上の施策を展開してまいります。

3. 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、721,183千円で、主なものは以下の通りです。

(内訳)

泉北エネルギーセンターにおけるガス焚貫流式蒸気ボイラ 50,112千円

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の概況（2024年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

- (1) ガス機器・厨房設備機器・空調設備機器・発電設備機器・電気機器・エネルギー供給機器・事務用機器の製作、設計、施工、販売、賃貸、リース、管理及びメンテナンス、並びにこれらの機器による受託加工
- (2) 大気汚染防止装置・水処理装置・給排水衛生装置・廃棄物処理装置・中央監視制御装置・遠隔監視装置・自動車の製作、設計、施工、販売、賃貸、リース、管理及びメンテナンス、並びにこれらの装置等による受託加工
- (3) 省エネルギーシステム・エネルギーマネジメントシステムの製作、設計、施工、販売、賃貸、リース、管理及びメンテナンス
- (4) ガス、電気及び冷温熱の販売及び受託加工
- (5) 機械器具設置・電気・管・建築の工事に関する設計、監理及び施工
- (6) 液化天然ガス及び石油類の販売
- (7) 液化石油ガスの製造及び販売
- (8) 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
- (9) 電気供給事業
- (10) 熱供給事業
- (11) 不動産の売買、賃貸及び管理
- (12) エネルギー関連機器等に係る古物営業
- (13) 前各号に附帯又は関連する調査、研究及びコンサルティング業
- (14) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

2. 株式に関する事項

(1) 発行株式数と株主数

項 目	内 容
発行可能株式の総数	7,000 株
発行済株式の総数	6,200 株
当期末株主数	1 名

(2) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
大阪ガス株式会社	6,200 株	100.0%

3. 企業結合の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は大阪ガス株式会社であり、当社の議決権の 100.0%を保有しております。

当社は、親会社との間で大阪ガス業務受託・施工業務受託、LNG輸送業務受託、天然ガス及び都市ガスの購入、電力供給及び不動産の賃貸取引等を行っております。

(2) 親会社との取引に関する事項

① 当社は、親会社である大阪ガス株式会社と取引を行う場合、同種の取引を第三者とも行っている場合は、当該第三者との取引条件と同等の条件であること等を確認することとしております。また、同種の取引を第三者との間で行っていない場合には、類似の取引における取引条件、または当該取引を第三者との間で行うと仮定した場合に想定し得る取引条件と、同等であること等を確認することとしております。

② 取締役会は、当期中に行った大阪ガス株式会社との取引に関して、上記①に基づき確認した結果、本事業報告の内容の承認をもって、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しました。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
芦屋浜エネルギーサービス株式会社	50,000 千円	60.0 %	芦屋浜高層住宅地区における熱供給事業
六甲アイランドエネルギーサービス株式会社	30,000 千円	60.0 %	六甲アイランド集合住宅地区における熱供給事業

(注) 上記の重要な子会社の売上高の合計は452,796千円、経常利益の合計は▲64,404千円、当期純利益の合計は▲67,990千円であります。

4. 借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
大阪ガス株式会社	1,396,700
合 計	1,396,700

5. 主要な事業所

	名称	住所
事務所	本社事務所	大阪府中央区平野町四丁目1番2号
	アーバネックス 淡路町ビル	大阪府中央区淡路町四丁目4番11号 アーバネックス淡路町ビル6階
	大阪ガス御堂筋東ビル	大阪府中央区道修町三丁目5番11号 大阪ガス御堂筋東ビル7階
	西島導管技術センター	大阪府此花区西島五丁目11番61号
	大阪事業所	大阪府西区千代崎三丁目南2番37号
	南部 NEST	堺市堺区住吉橋町二丁目2番19号 堺ガ スビル東棟
	神戸ハーバーランド	神戸府中央区東川崎町一丁目8番2号
	KRP 事業所	京都市下京区中堂寺栗田町93番地
	さくら室町ビル	東京都中央区日本橋室町四丁目5番1号 さくら室町ビル12階
	沖縄事務所	沖縄県那覇市久茂地1丁目1番1号 パレットくもじ9階

熱供給事業所	千里エネルギーセンター	豊中市新千里西町1丁目2番1号
	泉北エネルギーセンター	堺市南区茶山台1丁目1番1号
	岩崎エネルギーセンター	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号
	神戸ハーバーランド エネルギーセンター	神戸市中央区東川崎町一丁目8番2号
	六甲アイランド エネルギーセンター	神戸市東灘区向洋町中二丁目10番
	弁天町エネルギー センター	大阪市港区弁天一丁目2番2号 300 ア トリウムオフィス 3F
	奈良三条エネルギー センター	奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良 ビル内
	京都御池エネルギー センター	京都市中京区烏丸御池梅屋町361番地1
	OICエネルギーセンター	大阪府茨木市岩倉町2番150号
LNG事業所	LNG出荷センター	堺市西区築港浜寺町4番地

6. 従業員の状況

従業員数	前期との増減	平均年齢	平均勤続年数
987名	+15名	43.3才	4.0年

(注) 従業員数に嘱託社員は含んでいますが、アルバイト社員は含んでいません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位（担当）	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井上 雅之	
取締役 ビジネス開発部長	福谷 博善	
取締役 経営企画部長	永田 康人	
取締役 経営管理責任者・安全統括	宇野 裕治	
取締役	武村 勝博	大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 計画部長
監査役（常勤）	久保 貴義	
監査役	葛山 治彦	

（注）1. 当期中に就任した取締役及び監査役は以下のとおりです。

取締役 永田康人 2023年4月3日 就任

監査役 久保貴義 2023年6月23日 就任

2. 2024年4月1日、代表取締役社長井上雅之及び取締役武村勝博は、任期満了により退任しました。また、同日、福谷博善が代表取締役社長、小坂大輔及び野口隆浩が取締役に就任しました。

3. 取締役の地位及び担当ならびに重要な兼職の状況は、2024年4月1日、以下のとおりとなりました。

地位（担当）	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	福谷 博善	
取締役 ビジネス開発部長	小坂 大輔	
取締役 経営企画部長・調達部長	永田 康人	
取締役 経営管理責任者・安全統括	宇野 裕治	
取締役	野口 隆浩	大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 計画部長
監査役（常勤）	久保 貴義	
監査役	葛山 治彦	

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

V. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制

1. 体制の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制に関する規程」（以下、「規程」）において、業務の適正を確保するために必要な体制について定めており、その概要は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 (規程第2条)

- ① 業務執行取締役は、Daigas グループ C S R 憲章を踏まえ、Daigas グループ企業行動基準をコンプライアンスに係る啓発・研修等を通じて DGE グループ (Daigas エナジー株式会社及び Daigas エナジー株式会社が経営管理を行うべきすべての傘下会社。以下同じ。) の取締役及び従業員に周知徹底することにより、DGE グループにおける法令及び定款に適合した職務の執行を確保することはもとより、公正で適切な事業活動を推進しなければならない。
- ② DGE グループの取締役及び従業員は、コンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告し、または Daigas グループの法令等遵守に関する相談・報告制度等により報告しなければならない。業務執行取締役または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じなければならない。

(2) 職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 (規程第3条)

- ① DGE グループの業務執行取締役及び従業員は、取締役会規程、職責権限規程等の職責権限に関する規程に基づき、職務の執行の前提となる情報収集、事実調査を十分に行い、的確な事実認識と判断を行ったことを記載 (記録を含む。以下同じ。) した取締役会議事録、稟議書等を作成しなければならない。
- ② DGE グループの業務執行取締役及び従業員は、Daigas グループの情報管理基本規程に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、その情報の特性に応じて、適切に保存し、管理しなければならない。
- ③ DGE グループの業務執行取締役は、情報管理の状況について、定期的に評価・点検しなければならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 (規程第4条)

- ① DGE グループの業務執行取締役は、次の各号に定めるところにより、損失の危険の管理をしなければならない。

・外的要因による危険

天災、市場の変動、法令及び制度の変更その他の経営環境変化等の外的要因に起因する損失の危険については、合理的に予見される最大限の危険を想定し、損失を最小限に抑え得る危険対応策を講じることを基本とすること。ただし、守るべき利益の重要性及び抑えるべき損失の重大性、損失の発生確率、対策に要する費用、業務の効率性阻害の程度等を総合的に考慮して、危険対応策を講じること。

・内的要因による危険

コンプライアンスに係る問題、従業員等の不正・誤謬、新規事業・投資等における判断誤り、情報漏えい等の内的要因に起因する危険については、適切な職責権限及び意思決定手続の設定、相互牽制を組み込んだ組織体制の構築、当該業務を担当しない者による定期的な点検の実施等の経営管理諸制度を構築・運用することにより、損失を最小限に抑え得る危険対応策を講じることを基本とすること。ただし、守るべき利益の重要性及び抑えるべき損失の重大性、損失の発生確率、対策に要する費用、業務の効率性阻害の程度等を総合的に考慮して、対応策を講じること。

・外部者との取引等に伴う危険

外部者との取引等に伴う危険については、取引先等の財務状況、経営者、技術水準等に関する情報を十分に収集・分析して債権の保全・回収または取引の目的に合致する商品もしくは役務の受領を確実なものとするとともに、DGEグループ各社の債務履行能力を十分に吟味した上で契約し、取引を実施すること。また、長期に亘る取引契約を締結する場合は、予期せぬ事情変更に対応するための条項、合理的な違約金で解約できる条項を設ける等の危険対応策を講ずるよう努めること。

② DGEグループの業務執行取締役は、損失の危険の管理を推進し、定期的にその有効性の確認作業を実施しなければならない。

③ DGEグループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態が発生するおそれがある場合及び発生した場合の対応は、事業継続計画によるものとする。

(4) 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

(規程第5条)

① DGEグループの業務執行取締役は、この規程を踏まえ、職責権限に関する規程において、Daigas エナジー株式会社及びDGEグループの業務分担と意思決定に関する事項を定めるとともに、組織等の制度内容または職務の遂行に際して一般的に遵守されるべき事項等を成文化した規程等を定め、これらを周知徹底することにより、DGEグループの円滑な組織運営ならびに業務の品質向上及び効率化を図らなければならない。

② DGEグループの業務執行取締役は、Daigasグループの企業価値最大化を目的として、Daigas エナジー株式会社及びDGEグループの中期計画及び単年度計画を定め、達成状況を業績管理指標によって適宜フォローすることにより、計画の達成に向けて効率的な職務の執行を行わなければならない。

③ DGEグループにおける重要な投資は、前条に定める損失の危険の管理を行うことはもとより、Daigasグループの投資評価規程に基づく、効率的なものでなければならない。

(5) Daigasグループにおける業務の適正を確保するためのその他の体制に関する事項

(規程第6条)

業務執行取締役は、前条までに定めるものに加え、善管注意義務を尽くすことを前提に、Daigasグループ全体の円滑な組織運営ならびに業務の品質向上及び効率化を図るため、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努めなければならない。

・傘下会社の日常的な経営管理を行なうこと。

・傘下会社の重要な業務執行を含めたDGEグループ全般に係る重要な事項の決定及

び報告について、大阪ガスの職責権限を定めた規程を遵守すること。
・DGE グループは、大阪ガスの監査部長及びエナソリ事業部による内部監査を受け入れるとともに、内部監査人による内部監査を実施し、その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに所要の改善措置を講じること。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（規程第7条）

- ① 業務執行取締役は、監査役の求めに応じ、監査役と協議の上、特定の従業員を監査役の職務の補助に従事させるものとする（以下この従業員を「監査役補助者」という。）。
- ② 監査役補助者は、人事総務部に所属する従業員とし、監査役の指揮命令に従い監査役の職務の補助に関する職務を行わなければならない。
- ③ 業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重するものとする。

(7) 監査役への報告の体制に関する事項（規程第8条）

- ① 取締役は、Daigas エナジー株式会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
- ② DGE グループの取締役、従業員または監査役は、Daigas エナジー株式会社またはDGE グループの経営に重大な影響を及ぼす事項その他の重要な事項について、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- ③ DGE グループの取締役及びDaigas エナジー株式会社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項につき報告を求められた場合、遅滞なくこれに応じなければならない。
- ④ DGE グループの業務執行取締役は、前各項に基づき監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行ってはならない。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するためのその他の体制に関する事項（規程第9条）

- ① 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うことができる。
- ② 監査役は、経営会議及び全社委員会に出席でき、また稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査することができる。
- ③ 業務執行取締役は、監査役の職務の執行に必要な費用または債務を負担する。

(9) 運用状況の確認・改定の手続等（規程第10条）

- ① 業務執行取締役は、この規程の運用状況の確認及び評価を定期的に行い、その結果を取締役会に報告しなければならない。
- ② 業務執行取締役は、前項の評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、この規程の改定その他所要の措置をとらなければならない。
- ③ この規程の改定は、取締役会決議をもって行わなければならない。

2. 体制の運用状況の概要

当期における、業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

<p>DGE グループの取締役および従業員は、コンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告し、または Daigas グループの法令等遵守に関する相談・報告制度等により報告しなければならない。業務執行取締役または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じなければならない。</p>	<p>有効</p> <p>・</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>当社から新規取引先等に提示する基本契約書（物品売買・工事請負）の雛形に、反社会的勢力との関係遮断を盛り込み、社内ポータルに掲示している。取引先等から提示される契約書文言チェック時に、反社会的勢力の関係遮断文言の確認を行う他、当該文言の入っていない契約に関しては、覚書締結を依頼する等、体制の整備を図っている。</p> <p>コンプライアンスポスターや入社時の導入教育その他により、まずは上長もしくはコンプライアンス担当者への相談を第一とする旨を告知し、適宜相談対応を行っている。また、「Daigas エナジー法令等遵守に関する相談・報告制度規程」に基づく内部・外部の通報受付専用窓口を設置し、新入社員研修やコンプラミーティングの場等で周知を行っている。</p> <p>2023 年度の DGE 公益通報窓口への通報案件なし。2023 年度の Daigas グループ相談窓口（大阪ガス総務部コンプライアンス室）から当社に調査等の対応依頼があった通報案件は 6 件、関係組織と連携し対応している。</p>
<p>（職務の執行に係る情報の保存および管理の体制に関する事項）</p> <p>DGE グループの業務執行取締役および従業員は、取締役会規程、職責権限規程等の職責権限に関する規程に基づき、職務の執行の前提となる情報収集、事実調査を十分に行い、的確な事実認識と判断を行ったことを記載（記録を含む。以下同じ。）した取締役会議事録、稟議書等を作成しなければならない。</p>	<p>有効</p>	<p>取締役会議事録については、その全数につき議長の指示を受け、経営企画部 企画チームが作成し、出席取締役および監査役による記名捺印または電子署名を受け、適切に保管している。</p>

<p>DGE グループの業務執行取締役および従業員は、Daigas グループの情報管理基本規程に基づき、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、その情報の特性に応じて、適切に保存し、管理しなければならない。</p> <p>DGE グループの業務執行取締役は、情報管理の状況について、定期的に評価・点検しなければならない。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>稟議決裁案件については、職責権限規程にそって、概ね良好に運用されている。なお、稟議書に関しては人事総務部法務担当者等による記載状況チェック（法令・定款への適合状況、リーガルリスクの回避状況、その他内部統制上の問題の有無等）を実施している。また、決裁書で契約締結時の決裁を得る際には「法務チェック」を必要としており、人事総務部法務担当者がチェックを行うことにしている。</p> <p>Daigas グループの情報管理基本規程、当社の文書および電磁的記録等管理規程等に従って、各部署における管理体制を整備している。</p> <p>各組織が文書管理、コンピュータネットワーク適正利用、個人情報管理などの情報管理について、G-RIMS 実施の際に自己点検を実施し、各項目の管理・運用を適切に行っていることを確認している。（2023 年度 G-RIMS 点検 7～10 月実施）</p>
<p>（損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項）</p> <p>DGE グループの業務執行取締役は、次の各号に定めるところにより、損失の危険の管理をしなければならない。</p>		

<p>① 外的要因による危険</p> <p>天災、市場の変動、法令および制度の変更その他の経営環境変化等の外的要因に起因する損失の危険については、合理的に予見される最大限の危険を想定し、損失を最小限に抑え得る危険対応策を講じることを基本とすること。ただし、守るべき利益の重要性および抑えるべき損失の重大性、損失の発生確率、対策に要する費用、業務の効率性阻害の程度等を総合的に考慮して、危険対応策を講じること。</p>	<p>有効</p>	<p>G-RIMS・内部監査等のリスクマネジメントツールを利用しながら、当社の重要リスクと対応策を洗い出し、社長、監査役に報告している。</p>
<p>② 内的要因による危険</p> <p>コンプライアンスに係る問題、従業員等の不正・誤謬、新規事業・投資等における判断誤り、情報漏えい等の内的要因に起因する危険については、適切な職責権限および意思決定手続の設定、相互牽制を組み込んだ組織体制の構築、当該業務を担当しない者による定期的な点検の実施等の経営管理諸制度を構築・運用することにより、損失を最小限に抑え得る危険対応策を講じることを基本とすること。ただし、守るべき利益の重要性および抑えるべき損失の重大性、損失の発生確率、対策に要する費用、業務の効率性阻害の程度等を総合的に考慮して、対応策を講じること。</p>	<p>有効</p>	<p>内部監査規程に基づく内部監査人が監査を実施し、結果を戦略会議で報告している（2023年度はD-Lineup品質維持・向上等に関する統制状況監査及びエネルギー獲得不正防止監査のフォローをテーマに監査実施）。監査で課題が発見された場合には、改善計画書を策定した上で必要に応じて内部監査人が改善状況をフォローするとともに、次年度のG-RIMSや・自主点検等の機会にモニタリングを行うようにしている。</p> <p>補助金入札案件については、人事総務部の第三者チェックを受ける仕組みとするとともに、2023年8月より独占禁止法遵守のために取締役・ESP統括・部長の競合他社との接触案件について申請・報告を行う仕組みとしている。</p>

<p>③ 外部者との取引等に伴う危険</p> <p>外部者との取引等に伴う危険については、取引先等の財務状況、経営者、技術水準等に関する情報を十分に収集・分析して債権の保全・回収または取引の目的に合致する商品もしくは役務の受領を確実なものとするとともに、DGE グループ各社の債務履行能力を十分に吟味した上で契約し、取引を実施すること。また、長期に亘る取引契約を締結する場合は、予期せぬ事情変更に対応するための条項、合理的な違約金で解約できる条項を設ける等の危険対応策を講ずるよう努めること。</p>	有効	<p>販売先に関する与信管理について、与信管理規程を定めるとともに、新規取引先との取引開始時には外部の与信情報提供機関からの情報等を参照しながら、各業務にかかる基準・マニュアル類に基づく所定の決裁を得ている。継続的取引を行う販売先について、取引・与信状況を定期的に確認し、与信限度枠を超過していないかを確認している。</p>
<p>DGE グループの業務執行取締役は、損失の危険の管理を推進し、定期的とその有効性の確認作業を実施しなければならない。</p>	有効	<p>職責権限規程で契約の重要性・金額等に応じた決裁基準を設け、所定の決裁を得ている。契約締結プロセスにおいて、契約上のリスク（リーガルリスク）をチェックしており、人事総務部法務担当者との相談を実施している。なお、決裁書で契約締結時の決裁を得る際には「法務チェック」を必要としており、人事総務部法務担当者がチェックを行うことにしている。</p>
<p>DGE グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態が発生するおそれがある場合および発生した場合の対応は、事業継続計画によるものとする。</p>	有効	<p>経営会議等で経営幹部へ情報共有化を実施している。また、G-RIMS 点検の中で重要リスクと法令遵守に向けた今後の対応に関する認識の共有化を図っている。（2023 年度 G-RIMS 点検 7～10 月実施）</p> <p>災害の発生もしくは発生が予想される場合の対応基準はグループ共通規程「災害・事故対策基本規程」等で定めており、災害発生時のより実践的な対応を可能にするため、毎年全社総合防災訓練（2023 年 9 月）、特定顧客班地震訓練（2023 年 10 月）を実施している。また、緊急事象発生時の報告基準で自社事業含めた連絡体制と報告ルールを定め、事案の共有・再発防止に努めている。</p>

<p>(職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項)</p> <p>DGE グループの業務執行取締役は、この規程を踏まえ、職責権限に関する規程において、Daigas エナジー株式会社および DGE グループの業務分担と意思決定に関する事項を定めるとともに、組織等の制度内容または職務の遂行に際して一般的に遵守されるべき事項等を成文化した規程等を定め、これらを周知徹底することにより、DGE グループの円滑な組織運営ならびに業務の品質向上および効率化を図らなければならない。</p> <p>DGE グループの業務執行取締役は、Daigas グループの企業価値最大化を目的として、Daigas エナジー株式会社および DGE グループの中期計画および単年度計画を定め、達成状況を業績管理指標によって適宜フォローすることにより、計画の達成に向けて効率的な職務の執行を行わなければならない。</p> <p>DGE グループにおける重要な投資は、前条に定める損失の危険の管理を行うことはもとより、Daigas グループの投資評価規程に基づく、効率的なものでなければならない。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>職責権限規程をはじめ、業務に必要な規程類を制定しており、実務状況を踏まえて適宜改定を行っている。なお、年1回定期的に規程等の制定等の必要性の有無を確認し、必要な改定等を行っている(2023年12~2024年3月)。また、最新版を社内ポータル規程・マニュアル管理システム等に掲示することによって周知をはかっている。</p> <p>中期計画および単年度計画は、経営会議による審議を経て取締役会で決議されている他、定期的に経営会議および取締役会において業績管理指標の報告が行われている。</p> <p>投資については、当社および大阪ガスの職責権限規程に定める手続きにしたがって、投資規模に応じて経営会議および取締役会の決議を経て行っている。また、収益力や競争力向上のため、ES案件における自己投資ルールを整備し、当該ルールに沿って投資を行っている。</p>
<p>(Daigas グループにおける業務の適正を確保するためのその他の体制に関する事項)</p>		

<p>業務執行取締役は、前条までに定めるものに加え、善管注意義務を尽くすことを前提に、Daigas グループ全体の円滑な組織運営ならびに業務の品質向上および効率化を図るため、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努めなければならない。</p> <p>① 傘下会社の日常的な経営管理を行なうこと。</p> <p>② 傘下会社の重要な業務執行を含めた DGE グループ全般に係る重要な事項の決定および報告について、大阪ガスの職責権限を定めた規程を遵守すること。</p> <p>③ DGE グループは、大阪ガスの監査部長およびエナソリ事業部による内部監査を受け入れるとともに、内部監査人による内部監査を実施し、その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに所要の改善措置を講じること。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>傘下会社は当社から非常勤取締役を受け入れるとともに、大阪ガスの職責権限規程にしたがった業務執行を行っている。また、当社は大阪ガスエナジーソリューション事業部と情報連携を行っている。</p> <p>職責権限規程は、大阪ガスの職責権限規程との整合性がはかられており、大阪ガスの職責権限規程にしたがった業務執行がなされている。</p> <p>2023 年度は、大阪ガス監査部監査の実施無し。またエナソリ事業部による内部監査として「D-Lineup 品質維持・向上等に関する統制状況監査」及び「エネルギー獲得不正防止のフォロー監査」をテーマに実施され、監査結果を受けて必要な改善措置を講じるようにしている。</p>
<p>(監査役職務を補助すべき使用人に関する事項)</p> <p>業務執行取締役は、監査役のために、監査役と協議の上、特定の従業員を監査役職務の補助に従事させるものとする(以下この従業員を「監査役補助者」という。)</p>	<p>有効</p>	<p>人事総務部に所属する従業員を監査役補助者の業務に従事させている。</p>

<p>監査役補助者は、人事総務部に所属する従業員とし、監査役の指揮命令に従い監査役の職務の補助に関する職務を行わなければならない。</p> <p>業務執行取締役は、監査役補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査役の意見を徴し、これを尊重するものとする。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p>	<p>人事総務部に所属する監査役補助者は、監査役からの特命指示事項については、監査役からの指揮命令にしたがい、執行側と独立した立場で業務を行っている。</p> <p>人事総務部長は、監査役補助者の人事考課、異動、懲戒に際し、事前に監査役の意見を徴するよう努めている。</p>
<p>(監査役への報告の体制に関する事項)</p> <p>取締役は、Daigas エナジー株式会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。</p> <p>DGE グループの取締役、従業員または監査役は、Daigas エナジー株式会社またはDGE グループの経営に重大な影響を及ぼす事項その他の重要な事項について、遅滞なく監査役に報告しなければならない。</p> <p>DGE グループの取締役およびDaigas エナジー株式会社の従業員は、監査役から職務の執行に関する事項につき報告を求められた場合、遅滞なくこれに応じなければならない。</p> <p>DGE グループの業務執行取締役は、前各項に基づき監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行ってはない。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>経営に重大な影響を及ぼす案件、コンプライアンスに係る案件などは適宜、監査役に報告している。</p> <p>「業務の適正を確保するための体制に関する規程細則」を制定し、監査役に報告を要する内容の明確化を行い、監査役に遅滞なく報告を行っている。また、職責権限規程に経営会議付議事項を明確化することにより、監査役への報告が確実に行われるような仕組みにしている。</p> <p>各取締役や監査役補助者等は、監査役からの指摘事項・確認事項に対し、事実確認のうえ随時報告を行っている。</p> <p>各取締役や監査役補助者等は、監査役からの指摘事項・確認事項に対し、事実確認のうえ随時報告を行っている。</p> <p>監査役に報告を行ったことを理由とした不利な取扱い等は行っていない。</p>

<p>(監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制に関する事項)</p> <p>監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行うことができる。</p> <p>監査役は、経営会議および全社委員会に出席でき、また稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査することができる。</p> <p>業務執行取締役は、監査役の職務の執行に必要な費用または債務を負担する。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>会計監査人と代表取締役の会合時に監査役も同席し、意見交換を行っている。また、会計監査人と監査役との意見交換も行われている(2024年3月実施)。</p> <p>常勤監査役は、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席している。また、常勤監査役は社内稟議書の全数及び重要な決裁書を閲覧している。</p> <p>監査役の職務の執行に必要な費用等について適切に負担している。</p>
<p>(運用状況の確認・改定の手続等)</p> <p>業務執行取締役は、この規程の運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役に報告しなければならない。</p> <p>業務執行取締役は、前項の評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、この規程の改定その他所要の措置をとらなければならない。</p> <p>この規程の改定は、取締役会決議をもって行わなければならない。</p>	<p>有効</p> <p>有効</p> <p>有効</p>	<p>年に1回取締役会に報告することとしている(2024年5月22日取締役会にて2023年度の運用状況の確認および評価結果を報告)。</p> <p>業務執行取締役は、評価結果等の状況を踏まえて必要な措置を講じることとしている。</p> <p>2023年度規程改定無し。</p>

以上





あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

Daigasエナジー株式会社

第5期

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

2024年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

Daigasエナジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Daigasエナジー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

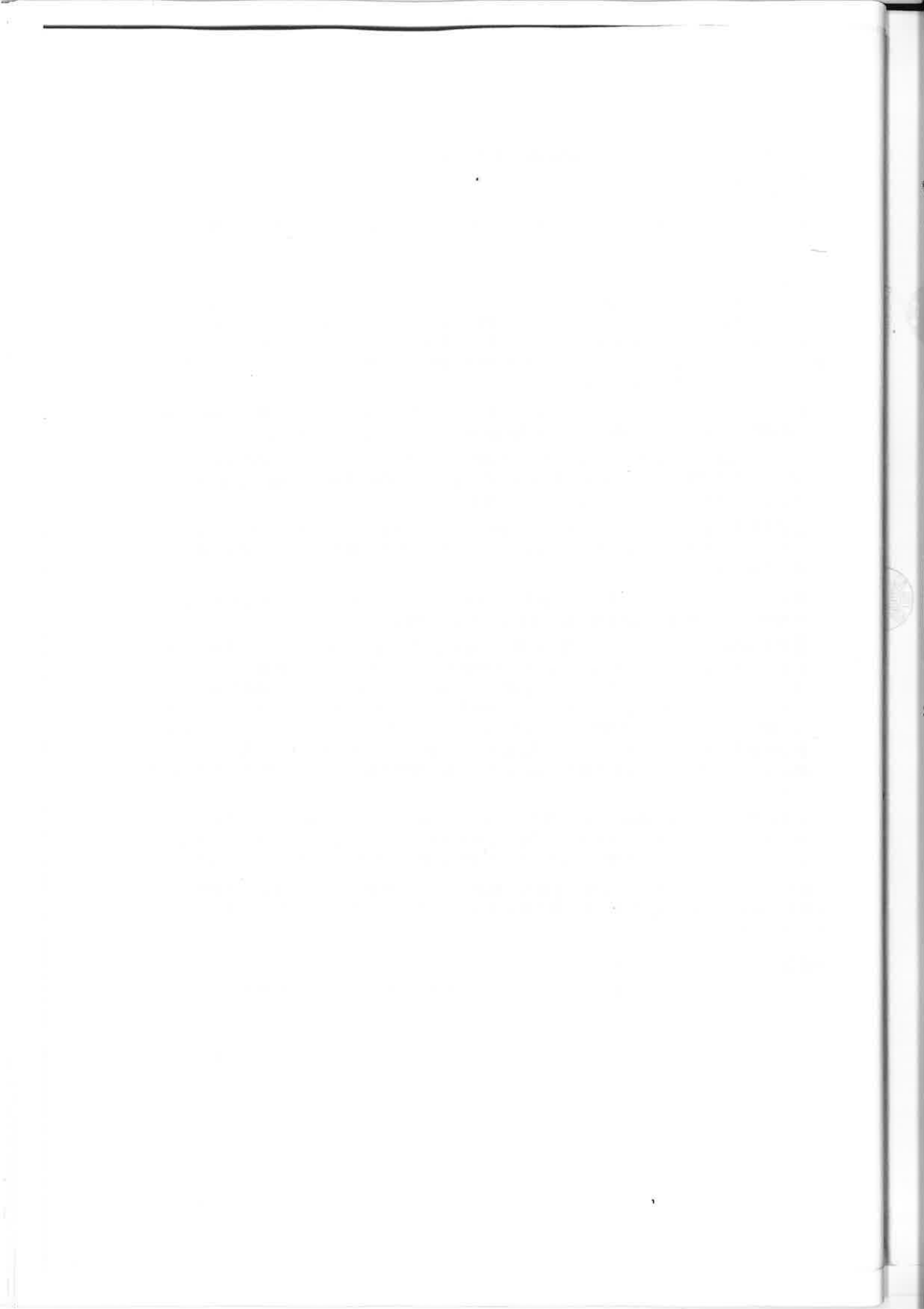
- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは、監査役間の協議により定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図りながら、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、調査いたしました。また、事業報告に記載されている親会社等との取引にかかる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(金融庁・企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書等について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用については継続的な改善が図られており、取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引にかかる事項について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

Daigas エナジー株式会社

監査役(常勤)

久保 貴義



監査役(非常勤)

葛山 治彦





これは原本と相違ありません
大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原正隆

